【 就労系サービス内容について 】

就労選択支援とは

一般就労を目指すための就労移行支援又は、就労に必要な知識や能力を身につける訓練をする就労継続支援を利用する意向がある方、及び現に利用している方が対象となります。

短期間の生産活動などを通じて、就労に関する適正や能力、必要な配慮を整理し、本人に適した就労先や障害福祉サービスの選択を支援します。

就労移行支援とは

就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験など、一般就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

基本的には2年間の有期限サービスなので、安定した通所が見込まれる方が対象のサービスになります。(例えば、利用を開始する時点から週5日通える等)

ハローワークに同行したり、希望する職種に障害者雇用がある場合に、職場実習の斡旋を行ったりすることができます。ご本人にとって必要な支援を見極めて実習機会を提供するので、時間はかかるかもしれませんが、よりご本人に合った適切な職場への就職や職場定着を目指すことができます。

就労定着支援とは

障害福祉サービスを経由して「一般就労」をした障がいのある方に対して、就職して半年後から最長3年間、就労先の労働環境や業務内容に順応し、長く働き続けられるように最低月1回以上、職場等での面会支援を行います。

一般的に就労移行支援事業所が併設していて、就労移行支援事業所を利用した方が、そのまま同じ支援者に相談できるというメリットがあります。

(※すべての就労移行支援事業所が就労定着支援を行っている訳ではありません。)

就労継続支援 A 型とは

現時点で、一般企業に就労する事が困難な65歳未満の障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。4 時間～5 時間程度の短時間労働である事が多いですが、雇用契約を結ぶため、最低賃金が保障されます。

毎日通う事が前提で、労働者としての作業能力も一定水準以上を求められる部分もありますが、一般企業での就職に比べると支援者が一緒に作業を行い、必要に応じた助言や職業指導を行ってくれるので安心感があります。

就労継続支援 B 型とは

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。雇用契約を結ばないので最低賃金保障などの各種保障はありません。生産活動によって得られた収益を、利用者に分配する「工賃」をお支払いします。事業所ごとの工賃規定により、月の平均工賃は違います。

就労継続支援Ｂ型は、ご本人の目的に応じた利用の仕方があるため、事業所の特色によっては一生懸命稼ぐことを目的とする方が多い事業所があったり、のんびりと自分のペースに合わせて、少しずつ生活リズムを整えることを目的とする方が多い事業所があったり、その特色は様々です。

毎日通うことを推奨する事業所や、まずは週1回からの利用でも大丈夫な事業所、通所が困難な方向けに在宅支援を提供する事業所など様々な事業所があるので、まずは相談支援事業所を通じて、いくつかの場所を見学することをお勧めします。

今までに就職をした経験がない方は、ご本人の希望や適性、就労能力を把握するため、就労選択支援または就労移行支援事業所等による就労面に係るアセスメントの実施が必要となる場合があります。適切なサービス利用につなげるため、市町村の窓口にご相談ください。

【 就労系サービスについて相談するところ 】

特定相談支援事業所

福祉サービスを利用する際には、サービス等利用計画という支援計画書を作成してサービスの支給量を市町に決定してもらう必要があります。

どれだけのサービスを利用できるのか、福祉サービスが適切にご自身に提供されているのか、一人で考えるのは不安が多いと思います。そこで、ご本人の希望をお聞きしながら客観的な視点から寄り添い、サービスの調整やプランニングを行い、障がいのある方の地域生活全般を支えるのが相談支援事業所の役割です。

どこの相談支援事業所に相談したら良いか、なかなかイメージが付きづらいと思いますので、福祉サービスを利用してみたいという希望が固まった時には、まず山口市役所内にある「山口市障がい者基幹相談支援センター」にご相談ください。

障害者就業・生活支援センター

県の圏域ごと（山口市は、防府市と同じ圏域）に設置されています。障がいのある方で一般就職を目指される方や、一般企業に在職されている方を対象とし、就業面・生活面の両面からサポートを行う相談支援機関です。必要に応じて関係各機関と連携を行いながら、障がいのある方の「働く・暮らす」をサポートします。

一般就労を希望されていても、生活リズム等の乱れなど、職業準備性（※）が整っていない方については、福祉サービス利用の提案等を行うこともあります。また、求職活動を一緒に進める中で、同行支援や職場実習、訓練の斡旋を行い、ミスマッチのない就職を目指し、就職後は職場訪問などの定着支援や、生活上の困りごとの相談に乗り、就職が長く続くように調整やサポートをします。 （※）職業準備性：94ページ参照

山口障害者職業センター

山口障害者職業センターでは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、ハローワークや関係機関と連携し、障がいのある方の就職・雇用に関するさまざまなサービスを提供しています。県内全域が対象です。（所在地：防府市岡村町 3―1）

詳しくは、ホームページをご覧ください。（https://www.jeed.go.jp）

ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワークでは障がい者専用の窓口を設置し、障がいの種別・程度に応じたきめ細やかな職業相談・紹介、職場定着支援を実施しています。求人情報の提供、就職面接会の実施、就職に役立つ職業訓練のあっせん、履歴書の書き方や面接の受け方のアドバイス等様々な支援を行っています。

ご本人の状況によっては、障害者就業・生活支援センター、山口障害者職業センター、相談支援事業所等と連携し、就職前から職場定着まで生活面も含めた支援も実施しています。

就労系サービスについて相談するところ

※　事業所の紹介はありません。

○山口市障がい者基幹相談支援センター

	施設(事業所)名	〒	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ
	山口市障がい者基幹相談支援センター	753-8650	山口市亀山町2-1	083-934-2988	083-934-4142

○特定相談支援事業所

	施設(事業所)名	〒	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ	委託相談支援事業所
1	地域活動支援センターやまぐち	747-1221	山口市鋳銭司3347-2	083-986-2832	083-986-3040	○
2	子ども発達支援センターぽこ・あ・ぽこ	753-0054	山口市富田原町1-50	083-933-1070	083-922-6570	
3	済生会山口地域ケアセンター やまぐち障害生活支援センター	753-0061	山口市朝倉町5-4	083-924-7035	083-934-3487	○
4	鳴滝園エールセンター	753-0212	山口市下小鯖2287-1	083-902-9202	083-927-6620	○
5	相談支援事業所みんなの森	753-0212	山口市下小鯖2698-1	083-929-3917	083-929-3918	
6	相談支援事業ぴぽっと	753-0302	山口市仁保中郷10050	083-929-0543	083-929-0544	○
7	はあと相談支援事業所山口	754-0020	山口市小郡平成町1-18	083-976-2400	083-976-2403	
8	ウッド・ムーン	753-0822	山口市周布町2-8	083-923-7880	083-923-7880	
9	クロスロードケアセンター	753-0831	山口市平井705	083-902-2360	083-902-1862	
10	山口秋穂園	754-0893	山口市秋穂二島10434-1	083-984-5167	083-984-5152	
11	相談支援事業所らんらん	754-0893	山口市秋穂二島3838	083-987-0008	083-987-0007	
12	相談支援事業所　暖	753-0021	山口市桜畠一丁目1-52	083-902-3270	083-902-3280	
13	相談支援センター　ポップライフ	754-0894	山口市佐山2088	083-989-3239	083-989-3239	
14	相談支援事業所　ぶるーむ	753-0046	山口市本町二丁目2-24	083-920-3535	083-920-8338	

○障害者就業・生活支援センター

	施設(事業所)名	〒	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ
	鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール	753-0212	山口市下小鯖2287-1	083-902-7117	083-927-6620

○障害者職業センター

	施設(事業所)名	〒	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ
	山口障害者職業センター	747-0803	防府市岡村町3-1	0835-21-0520	0835-21-0569

○ハローワーク

	施設(事業所)名	〒	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ
	ハローワーク山口	753-0064	山口市神田町1-75	083-922-0043 部門コード 44#	083-925-4999